

調理教育修了等証明書交付申請要領

調理教育修了等証明書（以下「証明書」という。）の交付申請に当たっては、調理教育修了等証明書交付申請書（以下、「申請書」という。）及び証明書を、記入例及び以下を参照して必要事項を記入の上、地方運輸局の事務所等（運輸支局及び海事事務所を含む。）に申請して下さい。

申請に当たっては、直接地方運輸局の事務所等に持参するほか、郵送による申請もできます。その場合は、返信用封筒（宛名と必要額の切手を貼り付けたもの。）を同封して下さい。

大量の申請の場合は、なるべく事前に申請を行う地方運輸局の事務所等に連絡して下さい。なお、大量の申請が重なった場合等は証明書を即日交付することができない場合があります。

1. 申請書記入例の『教育等の内容』欄には社内教育、外部講習、資格・課程のいずれか該当するものにチェックを入れ、（ ）内に、社内教育の場合には指定テキストの名称、外部講習を修了した場合にはその講習の名称、資格受有及び課程修了の場合は当該資格等の名称を記入して下さい。
2. 申請書記入例の『修了者の署名』欄には、当該本人が署名して下さい（押印は認めません。）。
3. 申請書記入例の『担当者の氏名』欄及び『担当者の連絡先』欄には、申請内容を問い合わせた際に、回答できる方の連絡先を記入して下さい。
4. 外航船に乗船する者の場合は、証明書を英文又は和英併記で記入して下さい。この場合、生年月日の表記は「月・日・年」の順番で記入して下さい。
5. 申請書の用紙は日本工業規格 A 列 4 番の用紙（A4）を使用して下さい。
証明書の用紙は日本工業規格 A 列 6 番（A6）ですが、別紙証明書記入例のように 4 件を 1 枚で作成する場合は、日本工業規格 A 列 4 番で作成して下さい。
証明書の用紙の質は指定しませんが、なるべく丈夫な紙を使用するようにして下さい。

調理教育修了等証明書交付申請書（船社記入例）

平成 2 5 年 3 月 1 日

①
関東運輸局長 殿

①申請する局名を記入

②
住所 東京都千代田区霞が関 2-1-3
名称 (株)交通海運
代表者氏名 渡邊 昭太郎
印

次の者について、船内における食料の調理業務に直接関係する者及び第 2 号の下欄ロに規定する知識を有する者であるため、調理教育修了等証明書の交付について申請します。

②申請者の名称・住所等を記入の上押印する。

氏名 (生年月日)	本籍	修了日	教育等の内容	修了者の署名	※番号
③ 田中 一郎 (昭和 53 年 9 月 24 日)	④ 東京 都	⑤ 平成 25 年 2 月 14 日	⑥ ☒ 社内教育 ☐ 外部講習 ☐ 資格・課程 (指定テキスト名)	⑦ 田中	
鈴木 次郎 (昭和 60 年 2 月 14 日)	神奈川県	平成 24 年 12 月 13 日	☐ 社内教育 ☒ 外部講習 ☐ 資格・課程 (船内調理研修 (中級))	鈴木	
佐藤 省三郎 (平成元年 5 月 4 日)	千葉県	平成 24 年 3 月 14 日	☐ 社内教育 ☐ 外部講習 ☒ 資格・課程 (調理師免許)	佐藤	
(年 月 日)			☐ 社内教育 ☐ 外部講習 ☐ 資格・課程 ()		
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)			☐ 社内教育 ☐ 外部講習 ☐ 資格・課程 ()		

③修了者の氏名と生年月日を記入する。
④本籍又は国籍を記入する。(本籍は都道府県まで)
⑤教育修了日を記入する。資格受有者の場合は、当該資格取得日を記入する。
⑥該当する項目にチェックを入れ、() 内には次のア～ウを記入する。
ア. 社内教育の場合には、使用した指定テキストの名称
イ. 外部講習の場合には、講習の名称
ウ. 資格取得・課程修了の場合には、当該資格等の名称
⑦交付を受けようとする者の署名(押印不可)を記入する。

※欄には記入しないこと。

⑧ ⑧担当者の氏名・連絡先を記入する

担当者の氏名
海務 四郎
担当者の連絡先
〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※

内航船の場合（和文）

調理教育修了等証明書

Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name : ① 田中 一郎
 生年月日 Date of birth : ② 昭和 53 年 9 月 24 日
 本籍又は国籍 Nationality : ③ 東京都
 証明書番号 Certificate No: _____
 発行日 Issued on: _____

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A
3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明
する。

It is certified that the above mentioned person has
completed training for persons engaged in cooking
in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour
Convention,2006.

Director - General of
District Transport Bureau, JAPAN

外航船の場合（和英併記）

調理教育修了等証明書

Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name : ① 鈴木 次郎 Jiro Suzuki
 生年月日 Date of birth : ② 昭和60年2月14日 Feb.14.1985
 本籍又は国籍 Nationality : ③ 神奈川県 kanagawa
 証明書番号 Certificate No: _____
 発行日 Issued on: _____

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A
3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明
する。

It is certified that the above mentioned person has
completed training for persons engaged in cooking
in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour
Convention,2006.

Director - General of
District Transport Bureau, JAPAN

（切り取り線）

（切り取り線）

外航船の場合（英文）

調理教育修了等証明書

Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name : ① Shozaburo Satou
 生年月日 Date of birth : ② May.4.1989
 本籍又は国籍 Nationality : ③ Chiba
 証明書番号 Certificate No: _____
 発行日 Issued on: _____

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A
3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明
する。

It is certified that the above mentioned person has
completed training for persons engaged in cooking
in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour
Convention,2006.

Director - General of
District Transport Bureau, JAPAN

○記入に当たって

内航船の場合は、日本語のみで構いませんが、
外航船の場合は、英訳を付して下さい。なお、英
文のみでも構いません。

- ①証明を行う者の氏名を記入して下さい。
- ②生年月日を記入して下さい。
- ③本籍又は国籍（外国人の場合）を記入して
下さい。

<参考>生年月日の英文での記載方法

「月・日・年」の順で記載して下さい。

例. Apr.1,2013（平成 25 年 4 月 1 日）

・月の記載方法

1 月	Jan.	5 月	May.	9 月	Sep.
2 月	Feb.	6 月	Jun.	10 月	Oct.
3 月	Mar.	7 月	Jul.	11 月	Nov.
4 月	Apr.	8 月	Aug.	12 月	Dec.

Director - General of
District Transport Bureau, JAPAN

調理教育修了等証明書交付申請書

平成 年 月 日

殿

住所
名称
代表者氏名

次の者について、船内における食料の支給を行う者に関する省令第1条の表中第1号及び第2号の下欄口に規定する知識を有する者であるため、調理教育修了等証明書の交付について申請します。

[illegible]

※欄には記入しないこと。

担当者の氏名

担当者の連絡先

--	--

調理教育修了等証明書
Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name :

生年月日 Date of birth :

本籍又は国籍 Nationality :

証明書番号 Certificate No:

発行日 Issued on:

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A
3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明
する。

It is certified that the above mentioned person has
completed training for persons engaged in cooking
in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour
Convention,2006.

Director - General of
District Transport Bureau, JAPAN

調理教育修了等証明書
Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name :

生年月日 Date of birth :

本籍又は国籍 Nationality :

証明書番号 Certificate No:

発行日 Issued on:

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A
3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明
する。

It is certified that the above mentioned person has
completed training for persons engaged in cooking
in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour
Convention,2006.

Director - General of
District Transport Bureau, JAPAN

調理教育修了等証明書
Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name :

生年月日 Date of birth :

本籍又は国籍 Nationality :

証明書番号 Certificate No:

発行日 Issued on:

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A
3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明
する。

It is certified that the above mentioned person has
completed training for persons engaged in cooking
in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour
Convention,2006.

Director - General of
District Transport Bureau, JAPAN

調理教育修了等証明書
Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name :

生年月日 Date of birth :

本籍又は国籍 Nationality :

証明書番号 Certificate No:

発行日 Issued on:

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A
3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明
する。

It is certified that the above mentioned person has
completed training for persons engaged in cooking
in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour
Convention,2006.

Director - General of
District Transport Bureau, JAPAN

調理教育修了等証明書

Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name :

生年月日 Date of birth :

本籍又は国籍 Nationality :

証明書番号 Certificate No:

発行日 Issued on:

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A
3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明
する。

It is certified that the above mentioned person has
completed training for persons engaged in cooking
in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour
Convention,2006.

Director - General of Okinawa
General Bureau, JAPAN

調理教育修了等証明書

Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name :

生年月日 Date of birth :

本籍又は国籍 Nationality :

証明書番号 Certificate No:

発行日 Issued on:

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A
3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明
する。

It is certified that the above mentioned person has
completed training for persons engaged in cooking
in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour
Convention,2006.

Director - General of Okinawa
General Bureau, JAPAN

調理教育修了等証明書

Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name :

生年月日 Date of birth :

本籍又は国籍 Nationality :

証明書番号 Certificate No:

発行日 Issued on:

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A
3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明
する。

It is certified that the above mentioned person has
completed training for persons engaged in cooking
in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour
Convention,2006.

Director - General of Okinawa
General Bureau, JAPAN

調理教育修了等証明書

Certificate of Completion of Training for
Persons assigned for Cooking

氏名 Name :

生年月日 Date of birth :

本籍又は国籍 Nationality :

証明書番号 Certificate No:

発行日 Issued on:

上記の者は、2006年の海上の労働に関する条約A
3. 2基準3に規定する調理教育を修了したことを証明
する。

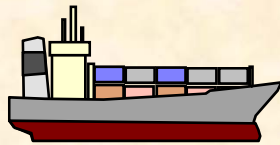
It is certified that the above mentioned person has
completed training for persons engaged in cooking
in accordance with A3.2.3 of Maritime Labour
Convention,2006.

Director - General of Okinawa
General Bureau, JAPAN

条約上、船内における食料の支給を行う全ての者に対し、船内調理に関する基礎的な知識を有すること求められていることから、船舶所有者は、船内における食料の支給を行う者（雇入職名は問わない。臨時で行う場合を除く。）に、必要な教育を行うこととする。

1. 対象

①船内で「調理」を行う、次の船舶において、



沿海区域以遠を
航行する船舶

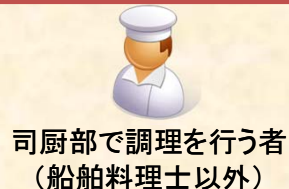


一定の漁船（※）

※ 漁船は、平水区域又は船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令（昭和38年政令第54号）別表の海面において従業する漁船を除く漁船とする。

②船内における食料の支給を行う者

対象者



対象外



○ 持ち回りで調理を行う船舶の場合も、調理を行う者全てに教育が必要（全員で持ち回りしている場合は、全員の教育が必要となる）。

2. 要件

① 18歳以上（ただし、漁船には年齢制限をかけない。）

② 次のいずれかに該当する者

（1）指定テキストを使用した社内教育を修了した者

国が通達で定めるテキストを使用して、社内等で教育を受けた者

- 教育する場所や時間数に指定はない。
- 有効期間はない。
- 社内教育を行った場合、いつでもテキストを参照できるように、テキストを船内に備え付けることが必要。

（2）外部機関の講習を修了した者

国が通達で定める講習を修了した者

（3）一定の資格を受有する者・課程を修了した者

旧船舶料理士省令第2条第1項第3号に規定する者

イ. 船舶料理士試験合格者

ロ. 調理師・栄養士

ハ. 海員学校の司ちゅう・事務科卒業者

ニ. 海保の主計コース卒業者

等

○ 検便の義務化は予定していないが、衛生面を考慮し可能な限り受検していることが望ましい。

調理教育修了等証明書の交付について

- 【1】船舶所有者は、船内で調理を行う全ての者に対し、国が指定したテキストを使用して社内教育を実施
→【2】船舶所有者は、必要事項を記入した証明書と申請書を地方運輸局等に提出
→【3】地方運輸局等は、提出された申請書類を確認後、局長印を押印した証明書を交付
→【4】船舶所有者は、証明書を各船員に交付
→【5】本人に交付

